

ネットワークにおける匿名性と法律のかかわり(覚書)

-白浜で考えたこと-

弁護士高橋郁夫

(以下は、学術論文ではなく、メモとして取り扱われたい)

1 匿名性の概念

1.1. 序

RSAコンフェレンスにおけるリチコードクラーク氏の基調講演は、"Who are you?" "What is most you want to protect?"という二つのフレーズをキーとして、ネットワーク社会において、人々は、IDとパスワードという単なる文字列につながられていることと、それによるセキュリティの問題を概観するものであった。

この基調講演からも明らかとなり、人々は、ネットワークで、そのような文字列に関連づけられている一つの地位(アカウント)として活動する。これに関連して、現実社会との関連性が希薄になり、ネットワークは、匿名性を有するといわれることがある。

しかしながら、この「匿名性」という用語は、論者のなかで、自己のイメージのままに使われ、それゆえに議論が混乱することも多い。そこで、この「匿名性」という概念を整理して、議論の前提として、それをもとに法律と匿名性がどのように関わってくるのか、ということをおおざっぱにみるのが重要になる。

1.2. 匿名性の定義

匿名性を議論するにあたっては、それをどのように定義するかという問題がある。

まず、芸能人なり通称をもちいて、現実社会で、発言している場合(あ)の場合を考えてみる。この場合、本名とは、イコールではない。しかしながら、これを匿名性があるということはないであろう。これをネットに置き換えたときに、一定のハンドルを(常に)用いて発言をしている場合に、「匿名性」があるといっているのかどうかという問題があるように思われる。また、現実社会で、夜中に、見つからないように変装して、新聞などの切り貼りで名誉毀損の文書を配って歩くといという行為をどう考えるかということがある。これもまた、「匿名性がある」とはいわないだろう。

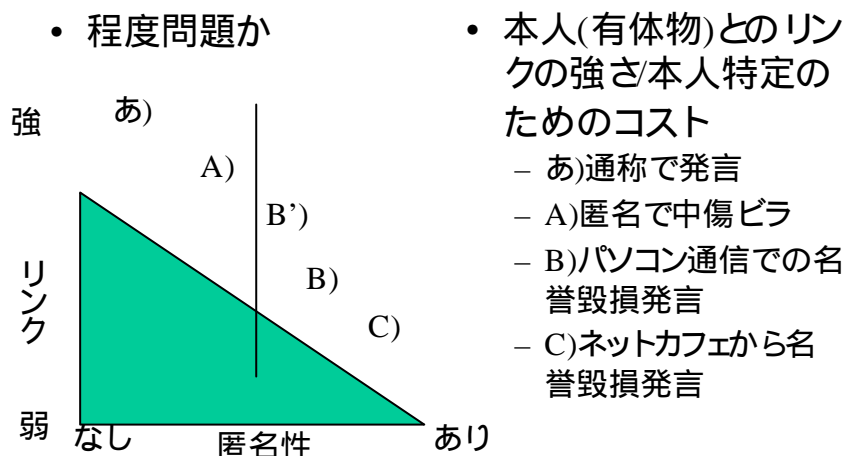
これらを考えたときに、「匿名性」という概念のもとで議論されていることは、まず、有体物としての行為者(かならずしも本名ではない)との関連性の強さをさしていているのではないかということが考えられる。そして、しかも、それは、「ある」、「なし」ではなくて、程度問題である。

リアルワールドでも、筆跡を変える、変装する、名前を記さないということで、行為者との関連性をきわめて薄くすることができるのであり、リアルワールドは、匿名性がない、それに対して、ネットワークでは、という表現は、あまり妥当ではないのであろう。

そして、これを逆の点からいうと、特定しようとする人間の特定までのコストの大小であると考えることができよう。

これらの観点を示したのが、以下のシートである。

匿名性って何？



本人とのリンクが強いということは、逆に特定に際してのコストが少なく済むことを物語っている。

匿名でのビラ配り(上記の例)と、IDと入会時の会員の特定がしっかりしているプロバイダでの特定のコストが社会的に、どちらが大きいかというと、なんともいえないところであろう。

しかし、ネットワークでも、これは、また、アカウントと本人とのリンクの強弱によって、いろいろの段階があるのである。上述のパソコン通信の場合と正反対に、だれでもつかえるようなネットカフェなどで、ネットにかきこむような場合に、きわめて本人とのリンクが弱くなるということが出来るであろう。また、種々の技術的な要素を利用するのも同様である。

さらにいま一つ、このようなリンクの強弱というのに、法的な対応が、一つの影響を及ぼしているのである。いうまでもなく、「通信の秘密」については、通信の外延的な情報ともいべき通信当事者、通信時間その他などが通信の秘密として保護されることにより、刑事責任の追及の過程において裁判所の令状なしに(または、民事事件において発信者情報開示制度をもちいないと)通信に関する情報をプロバイダから取得することはできない。法律が「ネットワークにおける匿名性を進める」という「立ち位置」を有しているのである。

1.3 「匿名性」の議論について、考えておくべきこと

まず、「匿名性」の是非という議論においては、(1)あるコミュニティでの議論をルールを匿名にするか、顕名にするべきかという問題と(2)名誉棄損や著作権侵害などを行うものにたいして種々の責任を追及する為にどうすべきかという問題の二つがあることに注意しておくべきであろう。

(1)については、これは、まさにコミュニティの自主ルールとして定めればよいのであ

て、法的にどうのというべき問題でもないものと思われる。もし、すべてのコミュニティが、匿名でもなされるべきだとか、逆に、そのような匿名は、許されるべきではないというのであれば、極端すぎる議論ということになり、現実的ではないであろう。(技術的に、すべて顕名にすべきというのが成り立たないという指摘もなされている)

(2)の問題について考えるべきである。そうだとすると、これについて、匿名性を認めておくべきだとか、いや、匿名性を認めてはいけないという議論をしてもナンセンスということは、上の匿名性の概念についての考察によりあきらかであろうと思われる。

ようは、匿名性が程度問題である以上、現在の本人特定のコストについてどう認識するかという問題でしかないと考える。その意味で、「要は、晒すか晒さないかにすぎない」ということになる。

2 匿名性についての意見

2.1 基本的な考え方

では、上記の1.3の(2)の論点について、どのように考えるかとういことになる。一つには、現時点での制度というものが、一応のバランスをとっているのではないかということが基本的なスタンスである。特にネットワークの性質を前提として、各プロバイダ等のベストプラクティスを信頼しているかぎり本人に到達しうることでもって、一応のバランスをとれているのではないかということである。

しかしながら、今後の技術的な進歩や、種々の社会の動きによって、このバランスが崩れてきたときにどうするかということである。この時の基本的なスタンスは、

名誉毀損や詐欺をした人に対して

- それをした人が誰かを特定して
- 法律をきちんと執行する(刑事的・民事的)



- ネットワークの行為だからといって特定しにくくすべきとか 特定できなくすることを保障するという姿勢はとらない

ということである。

そして、このような態度は、実は、現在の判例の態度に見ることができるのではないかと

特定について

- 発信者情報開示の手順
- 匿名性を保障するプロバイダについての考え方
 - 2ちゃんねるをめぐる裁判例
 - ファイルログ事件
 - 米国の代位責任 寄与責任の考え方(ナップスター)
- アクセスのコストを増加させようとするものは、損害賠償の主体として認識

すなわち、自己のビジネス上の利益を図ったり、一定の意図を有して、ベストプラクティスに反しているような場合には、裁判所は、そのようなプロバイダを、一定の問題行為の当事者と同視して、一定の責任を課すことによって、そのようなプロバイダを現在のベストプラクティスを遵守させようとしていると認めているのではないかと考えられる。

2.2 本人へのアクセスのコスト

上記のような裁判所の対応は、是認しうるのではないかとというのが、私の意見である。そして、アクセスのコストという観点からしたとき、現在の発信者情報開示の制度や令状によっての開示という制度がすこし、リンクを薄める方向に偏っていないのか、再度検討する必要があるのではないかと、というのが、現時点での問題点だと考える。

本人のアクセスのコスト

- 「通信の秘密」によって、アクセスのコストが、増大しすぎていないか。
- 「トラフィックデータ」のオーナーは、プロバイダ
- ヤミ金を保護していないか
 - 「提出命令」制度などを考慮すべき段階ではないか

2.3 より、根本的な考察のために

匿名性と法律の関係をみていくと、「通信の秘密」の概念を改めて精査してみることが、必要ではないのかという気がしてくる。

コミュニケーションの秘密 GHQ憲法草案

- (刑事的手続きの場合を除いて、) 検閲は、なされてはならないし、いかなるコミュニケーションであつてもその秘密は、侵害されない。(nor shall be secrecy of any means of communication be violated)
- [この自由は、名誉毀損、脅迫、侮辱、虚偽や悪意のある噂を周到に広めること、善良な団体に対する憎悪を周到に刺激すること、業務妨害や暴力をいわれなく煽動することを許容するものと解されてはならない。すべての人は、発言と行動に対して責任をもたなければならない]

もともとは、コミュニケーションの秘密として起草された憲法の条文が、遠隔通信の秘密として理解されてしまい、その後、通信手段の秘密とまで解釈されてしまったのである。

むしろ、条文のドラフトが顕かにするように名誉毀損を許容するものでなかったのだから、名誉毀損のような場合に、本人の特定を困難にするような解釈は、そもそもの趣旨に反するということがいえそうである。

GHQ草案の名誉回復

- 表現の自由のプライバシー(ウォーレン・ブランドアイス?)的性格を的確に表した先進的な憲法のはずだった
- コミュニケーションの秘密が表現の自由にくるのは当然
- テレコミュニケーションに限るものではなかった
- 名誉毀損を薦めるものとされてはならない

むしろ、表現の事由のプライバシー的側面を制定していた21条の名誉回復をはかるとともに、膨れ上がった「通信の秘密」の守備範囲を冷静に見つめなおすことの必要性まで「通信の秘密」の議論はもとめているように思えるのである。